

住所変更の手引き

～富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業
による町名地番変更に伴う住所変更～

令和8年10月10日(土)から
あなたの住所が変わります。



富士見市

富士見市鶴瀬駅周辺地区整備事務所

はじめに

皆さまがお住まいの地域は、平成4年から富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業によって市街地整備が行われており、令和8年10月9日(金)に換地処分公告を迎えることとなりました。

このことに伴い、土地区画整理事業施行区域内(一部区域外含)における町名を変更し土地の地番整理(変更)を行います。

これにより、対象区域内にお住まいの皆さまの住所や事業所の所在地が令和8年10月10日(土)からあわせて変更となります。

この住所変更の手引きでは、この町名地番変更により、住所等がどのように変わるのか、また、どのような手続きが必要になるのかをご案内いたします。

目次

1. 皆さまにお届けするもの	1
2. 町名地番変更実施後の住所等の表示について	2
3. 町名地番変更に伴う住所変更手続きについて	3
○手続きが不要なもの	3
○ご自身で手続きを行うもの(市役所)	5
○ご自身で手続きを行うもの(市役所以外)	8
○主な問合せ先	10
4. その他留意事項	11
○住所変更証明書について	11
○住民票、戸籍の証明等のコンビニ交付の休止について	11
○住所の街区表示板の設置について	11
○郵便物の送付について	11
○住所変更の影響がないもの	11
5. 登記手続きについて	12
○法務局が書き替えるもの(手続き不要)	12
○登記名義人(所有者等)が行うもの	14

1. 皆さまにお届けするもの

今回お届けしたもの(世帯主・法人宛)

住所変更のお知らせ (1通)	新しい住所をお知らせするものです。 令和8年10月10日(土)からは、このお知らせで示した 「変更後の住所の表示」が新しい住所となります。 <u>住所変更の証明書としては使用できません。</u>
住所変更の手引き (1冊)	住所変更の実施に伴い、皆さまに知っていただきたいこと、住所変更手続き等を説明する冊子(現在ご覧いただいている冊子)です。
お知らせ用はがき (1世帯50通)	住所が変わったことをご親戚や関係者にお知らせするために、日本郵便株式会社三芳郵便局から提供された無料はがきです。 ■日本郵便株式会社三芳郵便局 TEL: 0570-943-372
返送用封筒 (1枚)	上記はがきを、郵便局に返送するための封筒です。 はがきに新たな住所などを記入後、本封筒に入れて郵便局かお近くのポストへお出してください。

変更日(令和8年10月10日)以降に郵送するもの(個人・法人宛)

住所変更決定通知 (1枚)	新しく設定される住所が記載されています。
住所変更証明書 (10枚) ※法人の場合は 「町名地番変更証明書」 (10枚)	住所変更日以降、住所変更の証明書として各種手続きに使用するものです。 不足する場合は、下記において無料発行します。 なお、郵送請求も可能です。詳細は下記お問い合わせ先までご確認ください。 ■個人：市役所 市民課及び各出張所 お問い合わせ先 富士見市役所 市民課(管理係) TEL: 049-252-7109 直通 ■法人：市役所 税務課(諸税係) お問い合わせ先 富士見市役所 税務課(諸税係) TEL: 049-252-7115 直通 ※本証明書交付申請の際は、本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど)をご持参ください。

2. 町名地番変更実施後の住所等の表示について

町名地番変更が行われると、皆さまの住所や本籍、不動産＜土地・建物＞の所在が新しい表示方になります。

住所の表示

実施前 〒354-0021 富士見市大字鶴馬〇〇〇〇番地〇



実施後 〒354-0026 富士見市鶴瀬西1丁目□□番地□
※マンション等の方書は変更ありません。

本籍の表示

実施前 富士見市大字鶴馬〇〇〇〇番地〇



実施後 富士見市鶴瀬西一丁目□□番地□

不動産の表示

土地

実施前 富士見市大字鶴馬〇〇〇〇番〇



実施後 富士見市鶴瀬西一丁目□□番□

建物

実施前 富士見市大字鶴馬〇〇〇〇番地〇



実施後 富士見市鶴瀬西一丁目□□番地□

3. 町名地番変更に伴う住所変更手続きについて

町名地番変更が行われると、様々な住所変更の手続きが必要となりますが、市役所や法務局が変更するものと皆さまご自身で手続きしていただくものがあります。手続きが必要となる主なものについて、下記に掲載させていただきます。

各種の住所変更等の手続きに関するご不明な点等は、**手続き先に直接、詳細をご確認ください。**

各種の住所変更等の手続きは、**令和8年10月13日(火)以降**に、住所変更証明書等が届き次第、お願いいたします。

この住所変更の手引きに記載されている手続きは、**あくまで一例です。**各種免許、許可証などの住所変更に関しては、関係する窓口にお問合せのうえ、変更日以降に手続き等を行ってください。

○手続きが不要なもの

(自動的に書き替わるもの)

※代表番号：049-251-2711

市役所	住民基本台帳、印鑑登録原票	市民課 市民係 049-252-7110(直通)
	戸籍簿、戸籍の附票	市民課 戸籍係 049-252-7111(直通)
	国民年金・厚生年金被保険者の住所 国民年金・厚生年金受給者の住所	保険年金課 年金係 (内線 317～319)
	原動機付自転車・特定小型原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカーの標識交付証明書	税務課 諸税係 049-252-7115(直通)
	法人市民税登録台帳(法務局で行う商業・法人登記簿の本店・支店及び代表者等の住所変更は除く)	税務課 諸税係 049-252-7115(直通)
	市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者の所在地	税務課 市民税係 049-252-7116(直通)
	飼い犬の登録データ	環境課 環境保全係 (内線 242・299)
	図書館利用登録者データ	生涯学習課 (内線 632) 中央図書館(049-252-5825)
	デマンドタクシー利用登録者データ	都市計画課 (内線 441・408)
その他	水道料金・下水道使用料の水栓所在地	水道課(内線 505)・下水道課(内線 431) 水道お客様センター(内線 507)
	郵便	三芳郵便局 0570-943-372

(後日、市から郵送されるもの)

事 項	問合せ先	摘 要
国民健康保険資格確認書または 国民健康保険資格確認書兼高齢受給者証 国民健康保険限度額適用認定証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	保険年金課 健康保険係 (内線 312～314)	実施日以降、新住所が記載されたものを郵送します。 それまでは現在のものをお使いください。 ※新しい資格確認書等が届きましたら、古い資格確認書等は市役所又は各出張所へ返却もしくは裁断の上破棄してください
後期高齢者医療特定疾病療養受療証	保険年金課 後期高齢者医療係 (内線 310・311・321)	
こども医療費受給資格証	子育て支援課(内線 343)	
介護保険被保険者証	高齢者福祉課 介護保険係 (内線 391～394)	
本籍の表示変更通知兼証明書	市民課 戸籍係 049-252-7111(直通)	実施日以降、新本籍が記載された通知兼証明書を郵送します。 <u>本籍変更の証明書として、ご利用ください。</u>

(引き続き使用できるもの)

事 項	問合せ先	摘 要
国民健康保険資格情報のお知らせ	保険年金課 健康保険係 (内線 312～314)	現在、お手元にあるものを引き続き使用することが可能です。
国民健康保険特定疾病療養受療証※ ¹		
後期高齢者医療資格確認書※ ²	保険年金課 後期高齢者医療係 (内線 310・311・321)	
後期高齢者医療資格情報のお知らせ		
児童扶養手当証書	子育て支援課(内線 340)	
ひとり親家庭等医療費受給者証	子育て支援課(内線 342)	住所変更を希望する方は、各証書等をお持ちのうえ、左記問合せ先にて手続きを行ってください。
介護保険負担割合証	高齢者福祉課 介護保険係 (内線 391～394)	※1 券面に住所欄が無いため、そのまま使用できます。 ※2 住所は裏面にご自身で記載する欄がございますので、二重線等を引き、訂正してください。
介護保険負担限度額認定証		
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳	障がい福祉課 049-257-6114(直通)	
自立支援医療(精神通院・更生・育成医療)受給者証		
特別児童扶養手当受給証明書		
重度心身障害者医療費受給者証		
障害福祉サービス受給者証・通所受給者証	049-252-7101(直通)	

○ご自身で手続きを行うもの（市役所）

（こういうことは） 事 項	（だれが） 該当者	（どこへ） 手続先	（いつまでに） 手続の期間	（なにをもって） 提出書類	摘 要
マイナンバーカード （プラスチック製、顔写真 付き。※1 歳未満は顔写真 なし）の住所変更	左記のカードをお持ち の方	市民課 及び各出張所 ※鶴瀬西交流セ ンターにおいて も申請が可能です。 日程等詳しくはP7をご覧ください。 市民課 マイナ ンバーカード交 付係 049-293-9007 (直通)	期限はありませんが、 すみやかに手続きを してください。	①お持ちのマイナンバーカ ード(住民基本台帳用の暗証 番号(数字4桁)を確認して、 お越しください。) ※ご本人が来庁した場合の み即日の手続きができます。 (鶴瀬西交流センターで申請 した場合は、後日、本人限定 受取郵便でお送りします。) ※暗証番号が不明な方や本 人以外が申請の場合は、手続 き先へお問い合わせくださ い。	カード所有者本 人、またはカー ド所有者と同一 世帯の方がお越 しくください。 (別世帯の代理 人が手続きをす る場合は手続き 先へお問い合わせ ください。) ※通知カード (紙製)について は書き換えるこ とができませ ん。 ※カード所有者 本人がお越しの 場合は、「署名用 電子証明書」の 住所変更と同時 に行うことができ ます。
マイナンバーカードに格 納された「署名用電子証 明書」の住所変更 (利用している方)	左記のカードをお持ち の方	市民課 及び各出張所 ※鶴瀬西交流セ ンターにおいて も申請が可能です。 日程等詳しくはP7をご覧ください。 市民課 管理係 049-252-7109 (直通)	期限はありませんが、 すみやかに手続きを してください。 ※住所変更前の状態 で電子証明書の有効 期限まで使用できま すが、利用先によっ て、利用できない場合 がありますので、その 際は住所変更の手続 きが必要となります。	①お持ちのマイナンバーカ ード(住民基本台帳用の暗証 番号(数字4桁)及び署名用 電子証明書の暗証番号(英数 字6桁以上16桁以内)を確認 して、お越しください。) ※ご本人が来庁した場合の み即日の手続きができます。 (鶴瀬西交流センターで申請 した場合は、後日、本人限定 受取郵便でお送りします。) ※暗証番号が不明な方や本 人以外が申請の場合は、手続 き先へお問い合わせくださ い。	カード所有者本 人のお越しくだ さい。 (代理人が手続 きをする場合は 手続き先へお問 い合わせくださ い。) ※マイナンバー カード(プラス チック製、顔写 真付き)の住所 変更と同時に行 うことができま す。

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該当者	(どこへ) 手続先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘 要
教育・保育給付認定通知書兼支給認定書(旧：施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証)の住所変更	左記の認定証をお持ちの方	保育課 (内線 344)	実施日以降すみやかに	①支給認定証	
施設等利用給付認定通知書の住所変更	左記の通知書をお持ちの方			①認定通知書	
身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の住所変更	左記の手帳をお持ちの方	障がい福祉課 049-257-6114 (直通)	実施日以降すみやかに	①手帳	
在留カード(旧様式を含む)、特別永住者証明書(旧様式及びみなしカードを含む)または特定在留カード等の住所変更	左記のカード・証明書をお持ちの方	市民課 市民課 管理係 049-252-7109 (直通)	実施日以降すみやかに	①お持ちの在留カード(旧様式を含む)、特別永住者証明書(旧様式及びみなしカードを含む)または特定在留カード等	16 歳未満の方の場合は、法定代理人が手続きを行ってください。

【中長期在留者の方へ】

ちゅうちょうきざいりゅうしゃのかたへ

To medium- and long-term residents

お住いの地域は、町名地番変更により、2026 年10月10日から住所が変わります。

おすまいのちいきは、ちょうめいちばんへんこうにより、2026 ねん 10 がつ 10 にちからじゅうしょがかわります。

Your address will change from October 10,2026, due to a change in town names and addresses.

住所変更の手続きが必要です。2026 年10月13 日以降、富士見市役所市民課にお越しください。

じゅうしょへんこうのてつづきがひつようです。2026 ねん10がつ13 にちいこう、ふじみしゃくしよしみんかにお越しください。

You are required to complete the address change procedure. Please visit Fujimi City Hall Citizen Affairs Section to do so on or after October 13, 2026.

必要なもの:在留カードまたは特定在留カード

ひつようなもの:ざいりゅうカードまたはとくていざいりゅうカード

Required items: Residence card or Specified residence card

富士見市役所 市民課 電話番号:049-252-7109

ふじみしゃくしよ しみんか でんわばんごう:049-252-7109

Fujimi City Hall, Citizen Affairs Section, Phone:049-252-7109

【特設窓口】

(マイナンバーカード住所変更手続き及び住所変更証明書交付申請受付窓口)

市民課及び鶴瀬西交流センター マイナンバーカード受付窓口実施カレンダー

10月 会場

鶴瀬西交流センター	
水曜日	木曜日
21 午前・午後	22 午前・午後
28 午前・午後	29 午前・午後

11月 会場

鶴瀬西交流センター	
水曜日	木曜日
4 午前・午後	5 午後
11 午前・午後	12 午後
18 午前	19 午後
25 午前・午後	26 午後

12月 会場

鶴瀬西交流センター	
水曜日	木曜日
2 午前・午後	3 午後
9 午前・午後	10 午後
16 午前	17 午後
23 午前・午後	24 午後

【受付場所・受付内容・受付時間】

鶴瀬西交流センター（マイナンバーカード住所変更手続き及び住所変更証明書交付申請受付）

午前：午前9時から午前11時45分まで

午後：午後1時から午後4時まで

※混雑状況により、整理券を配布することがあります。

市役所 市民課（マイナンバーカード住所変更手続き）

土曜開庁日：11月7日・12月5日の午前8時30分から正午まで

日曜マイナンバーカード開庁日：10月25日・11月29日・12月13日の午前8時30分から正午まで、午後1時30分から午後4時30分まで

※土曜開庁・日曜マイナンバーカード開庁でお手続きした場合は、即日マイナンバーカードをお渡しいたします。

【マイナンバーカード住所変更手続きについて】

鶴瀬西交流センターではマイナンバーカードと暗証番号記載票をお預かりし、市役所で記載変更等を行った後、後日、本人限定受取郵便でお送りします。

マイナンバーカードの即日お渡しはできません。

マイナンバーカードの住所変更は、設定されている住民基本台帳用の暗証番号(数字4桁)を暗証番号記載票にご記入いただきます。

(別世帯の代理人が手続きをする場合は、あらかじめ市民課マイナンバーカード交付係へお問い合わせください。)

署名用電子証明書の住所変更は、設定されている住民基本台帳用の暗証番号(数字4桁)と署名用電子証明書の暗証番号(英数字6桁以上16桁以内)を暗証番号記載票にご記入いただき、ご本人がお越しの場合のみ手続きできます。

(代理人が手続きをする場合は、あらかじめ市民課管理係へお問い合わせください。)

暗証番号が不明な方は暗証番号再設定が必要となります。手続き時に再設定の申請をあわせて行っていただきます。

【住所変更証明書交付申請受付について】

鶴瀬西交流センターでは住所変更証明書の交付申請の受付のみを行い、後日、住所変更証明書を郵送いたします。

詳しくは、P11をご確認ください。



○ご自身で手続きを行うもの（市役所以外）

（事前にホームページや電話等で開庁日や受付時間等を確認してください）

（こういうことは） 事 項	（だれが） 該当者	（どこへ） 手続先	（いつまでに） 手続の期間	（なにをもって） 提出書類	摘 要
社会保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度以外）の被保険者の住所変更	社会保険被保険者等	社会保険被保険者等が雇用されている企業等（勤め先）	実施日以降すみやかに	各企業等に直接お問い合わせください。	
国民年金・厚生年金以外の被保険者の住所変更	私的年金被保険者等	加入している保険者	実施日以降すみやかに	各保険者等に直接お問い合わせください。	
国民年金・厚生年金以外の年金受給者の住所変更	私的年金受給者	受給年金の保険者	実施日以降すみやかに		
自動車運転免許証の住所（本籍）の変更	運転免許証をお持ちの方	県内各警察署（鴻巣警察署を除く） 又は運転免許センター	実施日以降すみやかに	◆住所変更の場合 ①運転免許証 ②住所変更証明書 ◆本籍変更の場合 ①運転免許証 ②本籍の変更を証する証明書	
運転経歴証明書の住所の変更	運転経歴証明書をお持ちの方			①運転経歴証明書 ②住所変更証明書	
普通自動車の自動車検査証の住所変更	所有者又は使用者	所沢自動車検査登録事務所 050-5540-2029	実施日以降すみやかに	①自動車検査証 ②住所変更証明書 ③申請書（手続き先で無料配布） ④印紙 500 円（手続き先で購入）	建物の場所の変更がある場合は保管場所証明書（車庫証明書）も新たに変更になります。
二輪の小型自動車（250 cc超のバイク）の自動車検査証の住所変更				①自動車検査証 ②住所変更証明書 ③申請書（手続き先で無料配布）	
軽二輪車（125 cc超 250 cc以下のバイク）の軽自動車届出済証の住所変更				①届出済証 ②住所変更証明書 ③自賠責保険証書 ④申請書（手続き先で無料配布）	
軽自動車の軽自動車検査証の住所変更	所有者又は使用者	軽自動車検査協会埼玉事務所 沢支所 050-3816-3111	実施日以降すみやかに （行政が実施する住居表示変更に伴う自動車検査証の住所変更に関しては、期間の定めなし）	①検査証 ②住所変更証明書 ③申請書（手続き先で無料配布）	

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該当者	(どこへ) 手続先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘 要
土地・建物等不動産の名義人 住所変更登記	変更区域内に住所を 有する方	さいたま地方法 務局志木出張所 048-476-1230 ※地区内に住所 を有し、所有す る不動産が他の 管轄の法務局の 場合には、該当 の法務局になり ます	変更日から2年以内	①登記申請書 ②住所変更証明書 (登記原因証明情報) ③印鑑 詳細については P14～17を参照ください。	住所変更証明 書の提出によ り登録免許税 は免除になり ます。 上記証明書の 提出がない場 合は有料にな ります。
登記簿上の抵当権、地上権、 賃借権、仮登記など権利者の 住所変更登記	左記について権利者 として変更区域内に 住所を有する方	さいたま地方法 務局志木出張所 048-476-1230 ※地区内に住所 を有し、所有す る不動産が他の 管轄の法務局の 場合には、該当 の法務局になり ます	変更日から2年以内	①登記申請書 ②住所変更証明書 (登記原因証明情報) ③印鑑 詳細については P14～17を参照ください。	住所変更証明 書の提出によ り登録免許税 は免除になり ます。 上記証明書の 提出がない場 合は有料にな ります。
商業・法人登記簿の本店・支 店及び代表者等の住所変更	会社・法人の代表者 等が変更区域内に住 所を有する方	さいたま地方法 務局本局 法人登記部門 048-851-1000	①本店所在地 変更後2週間以内	①登記申請書 ②会社・法人の代表者印 ③住所変更証明書 詳細については 別冊「商業登記の手引き」を 参照ください。 ※対象者のみ同封しており ます。	住所変更証明 書の提出によ り登録免許税 は免除になり ます。 上記証明書の 提出がない場 合は有料にな ります。
風俗営業 深夜酒類提供飲食店 古物、質屋営業 銃砲所持許可 警備業、探偵業	左記の許可・届出を している方又は営業 所	東入間警察署 生活安全課 049-269-0110	なし	手続先に問合せをお願いし ます。	町名地番変更 に伴う住所変 更は届出の義 務はありません。 希望する方 は、変更の手 続きをします ので、問い合 わせをお願い します。

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該当者	(どこへ) 手続先	(いつまでに) 手続の期間	(なにをもって) 提出書類	摘 要
労働保険の所在地等変更	事業者	川越労働基準監督署 労災課 049-242-0893	所在地が変更となった日の翌日から起算して10日以内	①名称、所在地等変更届 ②住所変更証明書	
	個人事業主	川越公共職業安定所 適用係 049-242-0197		①雇用保険事業主事業所各種変更届 ②住所変更証明書	
労災年金(傷害・障害・遺族)の住所変更	労災年金受給者の方	労災年金の支給決定を受けた労働基準監督署	実施日以降すみやかに	例 ①住所変更届出 ②住所変更証明書	各監督署に直接お問い合わせください。
指定難病等医療給付制度の住所変更	医療受給者証の交付をうけている方	朝霞保健所 048-461-0468	実施日以降すみやかに	①住所変更証明書	
先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度の住所変更					
小児慢性特定疾病医療給付制度の住所変更					
肝炎治療医療費助成(肝炎治療特別促進事業)の住所変更					
被爆者健康手帳等の住所変更	手帳等の交付をうけている方				
その他の手続き					
○各種免許、許可、認可等の住所変更については、法律(条例)等に定められた手続きをしてください。 ○銀行、保険、株式、勤務先、学校、団体など個人的なもので、住所変更を必要とするものについては、お手数でも皆さままで手続きしていただきますようお願いいたします。					

○主な問合せ先

さいたま地方法務局志木出張所	048-476-1230	川越年金事務所	049-242-2657
所沢自動車検査登録事務所	050-5540-2029	日本郵便株式会社三芳郵便局	0570-943-372
軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所	050-3816-3111	川越県税事務所	049-242-1801
川越労働基準監督署	049-242-0891	川越税務署	049-235-9411
川越公共職業安定所	049-242-0197	川越県土整備事務所	049-243-2020
東入間警察署	049-269-0110	東京電力(株)志木支社	048-638-5016
朝霞保健所	048-461-0468	埼玉県庁	048-824-2111

4. その他留意事項

○住所変更証明書について

今回の各種住所変更手続きの際に、住所変更があったことを証明するものとして住所変更証明書が必要となる場合があります。

住所変更証明書については、住所変更後(令和8年10月10日以降)、変更区域内に住民登録をしている方を対象に、個別に発送いたします。(特定地域へ大量に郵送を行うため、届くまでに2週間以上かかる場合があります)

なお、証明書が早急に必要な場合や、証明書が不足した方は、令和8年10月13日(火)から下記窓口にて無料で発行します。

■個人： 市役所 市民課及び各出張所、平日の特設窓口(P7)

■法人： 市役所 税務課(諸税係)

※ 特設窓口では、住所変更証明書の交付申請の受付のみを行い、後日、住所変更証明書を郵送いたします。本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなど)と住所変更がわかる資料(住所変更のお知らせ)をご持参のうえ、ご本人または同世帯の方がお越しください。

○住民票、戸籍の証明等のコンビニ交付の休止について

10月9日(金)午後6時から12日(月)午後11時まではデータ更新のため、住民票や印鑑登録証明書、戸籍の証明等のコンビニ交付サービスを休止します。

10月13日(火)午前6時30分からコンビニ交付サービスを再開します。

※ コンビニ交付サービス利用可能時間

午前6時30分～午後11時(メンテナンス時を除く)

○住所の街区表示板の設置について

町名・地番の変更に伴い、地域の現在地の確認や訪問される方の混乱を避けるため、街区表示板を電柱等に設置します。皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

○郵便物の送付について

市役所から発送する各種の通知等が、事務処理の都合上、変更前の住所で郵送される場合がございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

○住所変更の影響がないもの

◇町内会・自治会の区域 ◇ごみの収集日・集積所 ◇通学区
◇各選挙における投票所 等

5. 登記手続きについて

○法務局が書き替えるもの(手続き不要)

土地登記簿及び建物登記簿の不動産の所在においては、法務局において新しい地番に変更されます。

ただし、赤文字で記載されている登記名義人(所有者等)などの区域内の住所については、申請があるまで変わりませんので、ご自身での手続きが必要です。

※共有で土地を所有されている場合、区域内に住所を置く共有者全員が同様の手続きを行ってください。

土地登記簿の黄色の部分が書き換えられます

埼玉県富士見市鶴瀬西一丁目1番2

表 題 部 (土地の表示)		調整	余 白	不動産番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	富士見市大字鶴馬字〇〇			余 白	
	富士見市鶴瀬西一丁目			余 白	
①地番	②地目	③地積		原因及びその日付(登記の日付)	
2500番1	畑	500		余 白	
1番2	宅地	28050		①②③令和〇年〇月〇日 土地区画整理法による換地処分 [令和〇年〇月〇日]	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	原因 平成〇年〇月〇日売買 所有者 富士見市大字鶴馬字〇〇 〇〇番地〇 富士見 太郎

建物登記簿の黄色の部分が書き換えられます

埼玉県富士見市鶴瀬西一丁目1番2

表 題 部 (主である建物の表示)		調整	余 白	不動産番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
所在図番号	余 白				
所 在	富士見市大字鶴馬字〇〇 2500番地1			余 白	
	富士見市鶴瀬西一丁目 1番地2			土地区画整理法による換地処分 令和〇年〇月〇日	
家屋番号	2500番1			余 白	
	1番2			令和〇年〇月〇日 変更	
①種類	②構造	③床面積㎡		原因及びその日付(登記の日付)	
居宅	木造瓦葺2階建	1階	15050	平成〇年〇月〇日新築	
		2階	10020	[平成〇年〇月〇日]	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成〇年〇月〇日 第〇〇〇〇号	原因 平成〇年〇月〇日売買 所有者 富士見市大字鶴馬字〇〇 〇〇番地〇 富士見 太郎

換地処分公告の日の翌日から3か月程度、区域内の登記事務が停止となり、新たな登記ができなくなるためご注意ください。登記事務の完了にあわせて、富士見市から区域内の土地所有者へお知らせいたします。

なお、登記事務の停止期間中に所有権移転登記等の登記手続きをされる方以外は、富士見市から完了のお知らせがあった後に手続きを行ってください。

また、法務局では受付時に手続き案内は行なっておりません。下記のとおり事前予約をお願いいたします。

登記手続案内の予約について

抵当権抹消登記手続や相続登記手続などの不動産の登記手続に関する案内を、**事前予約制**で実施しています。

ご予約は、登記手続案内を希望される法務局に電話・窓口でお申し込みください。

さいたま地方法務局志木出張所

電話：048-476-1230（音声ガイダンス「3番」）

※埼玉司法書士会の登記相談も併せてご利用ください。

※登記の申請は、専門家である司法書士に依頼することもできます。

相続、抵当権抹消、住所・氏名変更、売買、贈与など

埼玉司法書士会：〒330-003

さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号

TEL:048-863-7861

○登記名義人(所有者等)が行うもの

(土地・建物等不動産の名義人住所変更登記)

記載例の登記申請書記載上の注意

(1) 登記申請の一般原則について

登記申請は、原則として、当事者又はその代理人が法務局に申請してください。申請書が2枚以上にわたるときは、申請書に押印した人が各ページの綴り目に契印(割印)してください。

郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書類在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。また、完了証が必要な場合は、切手・返信用封筒(返信先記載)を同封してください。

(2) 登記の申請書様式について

申請書はA4の用紙に記載し、他の添付書類と共に左綴じにして提出してください。紙質は長期間保存できる丈夫なもの(上質紙等)にしてください。

文字は、直接パソコンを使用し入力するか、黒色ボールペンで、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。

《書式の解説》

- (注1) 甲区(その不動産について所有権に関する登記の登記事項が記録される部分です。)何番の所有権の登記名義人(所有者)の住所を変更するのかを表示します。付記登記(「付記2号」などの登記)がある場合でも、主番号(1番)のみを記載します。
- (注2) 「住所変更証明書(市民課及び各出張所で発行いたします。)」に記載されている変更年月日並びに変更理由です。
※登記簿に記載されている住所から2回以上住所を変更している場合は、「住所変更証明書」によっては、以前に登記簿上の住所に住んでいたことを証明できない場合があります。その場合は、戸籍の附票の写し(本籍地の市町村役場で発行)など、登記簿上の住所から町名地番変更実施後の住所(現在の住所)までの移転の経緯が分かる書類を添付してください。
- (注3) 「住所変更証明書」に記載されている町名地番変更実施後の住所(現在の住所)を記載します。
- (注4) 所有権の登記名義人(所有者)の町名地番変更実施後の住所(現在の住所)及び氏名を記載し、末尾に認印を押してください。
なお、代理人が申請する場合は、申請人の押印は不要です。
- (注5) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、法務局の担当者から連絡するための連絡先の電話番号(平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の電話番号でも差し支えありません。)を記載します。なお、代理人が申請する場合は不要です。
- (注6) 登記原因証明情報として、「住所変更証明書」を添付します。登記簿上の住所、町名地番変更実施後の住所(現在の住所)及び変更年月日・変更理由が記載されている証明書です。
- (注7) 申請日は、実際に申請する年月日を記載し、不動産を管理する法務局を記載します。
- (注8) 代理人が申請する場合は、添付書類項目に、「代理権権限証書」と記載し、代理人の住所氏名を記載し、末尾に押印します。なお、申請人の押印は不要です。
また、別紙(委任状)を参考としてください。
- (注9) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、法務局の担当者から連絡するための連絡先の電話番号(平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の電話番号でも差し支えありません。)を記載してください。
- (注10) 登録免許税は非課税になります。根拠条文を例のように記載してください。
- (注11) 登記の申請をする不動産を、登記簿(換地明細書の換地処分後の土地等)のとおり正確に記載してください。
- (注12) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

(土地建物の記載例)

※受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

登 記 申 請 書

登記の目的 〇〇番所有権登記名義人住所変更 (注1)

原 因 令和8年10月10日 町名地番変更 (注2)

変更後の事項 住所 富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇 (注3)

申 請 人 富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇
富士見 太郎 ㊞ (注4)
連絡先の電話番号 000-000-0000 (注5)

添 付 書 類 登記原因証明情報(住所変更証明書)(注6)、代理権限証書(注8)

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 さいたま地方法務局志木出張所 御中 (注7)

代 理 人 富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇
富士見 花子 ㊞ (注8)
連絡先の電話番号 000-000-0000 (注9)

登録免許税 金〇〇円 登録免許税法第5条第5号(注10)

不動産の表示 (注11)

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (注12)

所 在 富士見市鶴瀬西一丁目

地 番 〇〇番〇

地 目 宅地

地 積 1 2 3 ・ 4 5 平方メートル

不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2

所 在 富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇

家屋番号 〇〇番〇

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 4 3 ・ 0 0 平方メートル
2階 3 8 ・ 6 2 平方メートル

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。
※(注〇)などは、記載しないでください。

(マンションの記載例)

※受付シールを貼るスペースになりますので、この部分には何も記載しないでください。

登 記 申 請 書

登記の目的 〇〇番所有権登記名義人住所変更 (注1)

原 因 令和8年10月10日 町名地番変更 (注2)

変更後の事項 住所 富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇 (注3)

申 請 人 富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇 富士見 太郎 ㊞ (注4)
連絡先の電話番号 000-000-0000 (注5)

添 付 書 類 登記原因証明情報(住所変更証明書)(注6)、代理権限証書(注8)

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 さいたま地方法務局志木出張所 御中 (注7)

代 理 人 富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇 富士見 花子 ㊞ (注8)
連絡先の電話番号 000-000-0000 (注9)

登録免許税 金〇〇円 登録免許税法第5条第5号(注10)

不動産の表示 (注11)
不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (注12)
一棟の建物の表示
所 在 富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番地〇
建物の名称 〇〇〇〇マンション
専有部分の建物の表示
家屋番号 鶴瀬西一丁目〇〇番〇の301
建物の名称 301号
種 類 居宅
構 造 鉄骨造1階建
床 面 性 3階部分 60・12平方メートル
敷地権の表示
符 号 1
所在及び地番 富士見市鶴瀬西一丁目〇〇番〇
地 目 宅地
地 積 500・00平方メートル
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 1000分の35

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。

※(注〇)などは、記載しないでください。

(委任状の記載例)

委 任 状

私は、富士見市鶴瀬西一丁目□□番地□ 富士見花子に、次の権限を委任します。

1. 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄法務局に提出すること。
2. 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
3. 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること
4. 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
5. 上記1から4までのほか、下記登記の申請に関し必要な一切の権限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富士見市鶴瀬西一丁目□□番地□

富 士 見 太 郎 ㊞

記

登 記 の 目 的 〇〇番所有権登記名義人住所変更 (注1)

原 因 令和8年10月10日 町名地番変更 (注2)

変更後の事項 住所 富士見市鶴瀬西一丁目□□番地□ (注3)

不動産の表示 (注11)

所 在 富士見市鶴瀬西一丁目
地 番 □□番□
地 目 宅地
地 積 123・45平方メートル

所 在 富士見市鶴瀬西一丁目□□番地□
家 屋 番 号 □□番□
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 43・00平方メートル
 2階 38・62平方メートル

※これは記載例です。下線が引かれている部分を申請内容に応じて書き直してください。

事業開始当初の全景



平成5年撮影

現在の全景



令和8年撮影

発行

富士見市 都市整備部
鶴瀬駅周辺地区整備事務所
埼玉県富士見市鶴瀬東 1-6-39
電話：049-252-2171